

協会けんぽの様式(申請書類)が変更されました(令和5年1月)

協会けんぽの各種申請書の様式が令和5年1月より変更されました。分かりやすさ、記入しやすさ、給付金の迅速支払い等が変更の目的です。「文字の読み取り精度を高め、より迅速に事務処理を行うため、マス目化した記入欄を増加」、「分かりやすい記入方法とするため、記述式から選択式に変更」などが改良点とされています。

例えば傷病手当金支給申請書の場合、事業主記入欄には、自由記入式だった最上部の名前欄に文字ごとのマス目(枠)ができています。また、勤務状況の欄は簡略化され、これまで、出勤は○、有給は△、公休は□、欠勤は／、と異なる記入が必要でしたが、新様式では出勤日に○をするだけになっています。

令和5年1月以降に申請する場合は、協会けんぽのホームページから新しい様式をダウンロード、もしくは協会けんぽ都道府県支部へ郵送を依頼します。旧様式で申請した場合は事務処理等に時間を要することがあり、新様式での申請が推奨されています。

■ 様式が変更された主な申請書等

健康保険給付関係

- ・傷病手当金支給申請書
- ・療養費支給申請書(立替払等)
- ・療養費支給申請書(治療用装具)
- ・限度額適用認定申請書
- ・限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- ・高額療養費支給申請書
- ・出産手当金支給申請書
- ・出産育児一時金支給申請書
- ・出産育児一時金内払金支払依頼書
- ・埋葬料(費)支給申請書
- ・特定疾病療養受療証交付申請書

任意継続関係

- ・任意継続被保険者資格取得申出書
- ・任意継続被保険者被扶養者(異動)届
- ・任意継続被保険者資格喪失申出書
- ・任意継続被保険者氏名 生年月日 性別 住所 電話番号変更(訂正)届

被保険者証等再交付関係

- ・被保険者証再交付申請書
- ・高齢受給者証再交付申請書

出産育児一時金が42万円から50万円に増額(令和5年4月)

出産育児一時金の支給額が令和5年4月1日以降、従来の原則子ども1人当たり42万円から50万円に引き上げられました。近年、出産費用が増加しており、子育て世代の負担が増加してきている状況に対応するものです。50万円の算出根拠は令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計を勘案したもので、一時金のあり方については引き上げ後3年をめどに検討するとされています。

なお、出産育児一時金の費用は現役世代の被保険

者が自ら保険料で負担していますが、令和6年度から75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療からも一定財源を支援金として拠出するしくみが導入され、全世代型社会保障構築の一環として位置付けられます。支援金の割合は対象額の7%です。支援金の導入に際しては激変緩和措置が講じられ、令和6年度と7年度は全体の2分の1、8年度から全額導入となります。

新型コロナウイルス感染症の「特例改定」が終了

令和2年4月から、新型コロナウイルス感染症の影響による休業により著しく報酬が下がった場合、事業主からの届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を通常の随時改定(4カ月目に改定)によらず、翌月から改定を可能とする特例措置が実施されていました。この特例措置が令和4年12月を急減月とする申請まで延長されたうえで、終了となりました。

なお、現在、特例改定を受けている方が令和5年の定時決定までに休業が回復した場合^{*1}は、固定的

賃金の変動の有無にかかわらず、速やかに休業回復の月額変更の届出^{*2}が必要となります。

また、令和4年6月から12月を急減月として特例改定を受けた方の令和5年の定時決定は、通常通り令和5年4月から6月までの報酬に基づき決定され、定時決定の特例措置はありません。

^{*1}「休業が回復した場合」とは、休業状況に何らかの改善が見られ、実際の報酬支払の日数が17日以上(特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上)となった月の報酬月額による標準報酬月額が、従前の等級よりも2等級以上上がった場合。

^{*2}休業が回復した月の翌月より標準報酬月額が改定。

健康保険証のオンライン資格確認が義務化されました(令和5年4月)

令和5年4月1日から、原則として医療機関・薬局への健康保険証のオンライン資格確認の導入が義務化されました。医療機関等の窓口で健康保険証を提示すると、オンライン資格確認のシステムへ入力され、その場で資格情報の取得・確認が行われます。

マイナンバーカードを使用する場合は、カードリーダーに置いて電子証明書を読み取り、顔認証または4桁の暗証番号の入力などにより本人確認が行われます。オンライン資格確認を導入するメリットとしては下記の事項が挙げられています。

なお、マイナンバーカードの保険証利用時の患者負担額を減額するため、令和4年10月に診療報酬の加算措置が見直され、「電子的保健医療情報活用加算」が廃止となり、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が新設されました。これにより、オンライン資格確認システムが導入された医療機関で受診する場合、当初の加算措置はマイナ保険証を利用した場合の方が割高でしたが、見直し後は逆にマイナンバーカードを保険証として利用しない方の負担額が高くなっています。

レセプト返戻の減少

オンライン資格確認ではその場で保険加入の資格確認ができるため、資格過誤が原因のレセプト返戻が減り医療機関等の事務処理などの負担が軽減される。

災害時における適切な医療の提供

災害時には本人確認ができなくとも薬剤情報・特定健診情報を閲覧できる特別措置が取られるため、災害時でも適切な医療が提供されやすくなる。通常時の情報閲覧には、マイナンバーカードを用いた本人の認証が必要。

高額療養費で患者は窓口への書類提出が不要に

システム上で限度額情報を確認できるため、患者から保険者への申請、医療機関への提出がなくても、患者は窓口で自己負担限度額を超える分を支払う必要がなくなる。

現行保険証の廃止、マイナ保険証一体化へ(令和6年秋)

政府は現在使われている健康保険証を令和6年の秋に廃止し、マイナンバーカードと一体化した形に切り替える方針です。運転免許証と一体化する時期も当初予定の令和6年度末からの前倒しを目指す方向です。

廃止の時期が来てもマイナンバーカードを取得していない人に対しては、取得促進の働き掛けを進めると同時に、有効期間を定めた資格確認書の発行により対応しますが、カードの普及はデジタル社会を

構築するための基盤と位置付けられ「ほぼ全国民に行きわたること」が目標とされています。

カードへの切り替えによって、税金の確定申告や、保育所等の入所申請、児童手当などその他さまざまな手続きがオンラインで行えるなど、行政手続きの利便性が高まるとされています。行政側にとっても、迅速で正確な本人確認によって、ミスやなりすましを防止でき、事務処理の効率化やコストの削減などの効果が期待されています。

かかりつけ医認定制は見送り、手挙げ方式へ

かかりつけ医機能の制度整備について政府で議論されてきましたが、全世代型社会保障構築会議の報告書が令和4年12月にまとまり、かかりつけ医の認定制は見送られ、医療機関と患者それぞれの手挙げ方式となる考え方が示されました。

すなわち、かかりつけ医登録の義務付けや強制的な割り当てといった形態ではなく、患者がかかりつけ医機能を担う医療機関を選択する形(手挙げ方式)

です。例えば、休日・夜間の対応や入退院時の支援、在宅医療の提供などのかかりつけ医機能を医療機関が都道府県に報告する制度を創設する方向です。

今後、令和6～7年にかけて個々の医療機関からかかりつけ医機能の報告を受け、令和8年度以降に地域の医療計画に反映していく(スタートする)流れとなっています。

令和5年度の年金額はプラス改定となりました

年金額は、「物価変動率」と「名目手取り賃金変動率」に応じて毎年度改定されています。両方がともにプラスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回る場合、年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）は名目手取り賃金変動率を、受給中の年金額（既裁定年金）は物価変動率を用いて年金額を改定することが法令で定められています。

令和5年度は、名目手取り賃金変動率が2.8%、物価変動率が2.5%となり、賃金変動率が上回りました。そのため、新規裁定年金の改定には名目手取り賃金変動率（2.8%）を、既裁定年金の改定には物価変動率（2.5%）を用いることになります。

また、名目手取り賃金変動率と物価変動率がプラスの場合、少子高齢化の影響を反映したマクロ経済スライドによる年金額の調整を行います。令和5年度のマクロ経済スライドによる調整分（▲0.3%）に加え、調整が行われずに繰り越された令和3年度と令和4年度のマクロ経済スライドの未調整分（▲0.3%）を反映します。その結果、令和5年度の年金額の改定では、新規裁定年金が2.2%、既裁定年金が1.9%の引き上げとなりました。

■令和5年度の新規裁定者（67歳以下の方）の年金額

国民年金 ^{*1} （老齢基礎年金（満額）1人分）	6万6,250円 (+1,434円)
厚生年金 ^{*2} （夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）	224,482円 (+4,889円)

*1 令和5年度の既裁定者（68歳以上の方）の老齢基礎年金（満額1人分）は、月額6万6,050円（前年度比+1,234円）です。

*2 平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

◆在職老齢年金の支給停止調整額は48万円に

在職老齢年金は、賃金（賞与込みの月取）と年金の合計額が支給停止調整額を上回る場合に、賃金が2增加するごとに年金額を1支給停止する仕組みです。

支給停止調整額は、名目賃金の変動に応じて改定することが法令によって定められています。令和5年度は、名目手取り賃金変動率がプラスに転じたことから、支給停止調整額は47万円から48万円に変更されます。

	令和4年度	令和5年度
支給停止調整額	47万円	48万円

協会けんぽ・厚生年金・雇用保険の令和5年度保険料

◆協会けんぽの保険料率は10.0%を維持

健康保険の一般保険料率（都道府県単位）は令和5年3月分（4月分）から変更されます。全国平均は令和4年度から変更ではなく、10.0%となりました。また、40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者の介護保険料率（全国一律）は1.82%となり、前年度の1.64%よりも0.18ポイント引き下げられました。

◆厚生年金の保険料率は18.3%で固定

厚生年金保険料率（一般）は、平成29年9月より18.3%に固定されています。なお、国民年金保険料は4月から1万6,520円となり、前年度より70円引き下げとなります。また、令和6年度の国民年金保険料は1万6,980円となります。

◆雇用保険料率は引き上げに

雇用保険料率は、これまで労使の負担増に考慮した激変緩和措置がとられていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で雇用調整助成金などの支給額が増加し財源不足が生じたため、法律の原則に基づいて引き上げられます。令和5年4月からは0.2%引き上げられます。

■令和5年4月からの雇用保険料率

雇用保険料率	合計	被保険者負担	事業主負担
一般の事業	15.5/1000	6/1000	9.5/1000
農林水産清酒製造の事業	17.5/1000	7/1000	10.5/1000
建設の事業	18.5/1000	7/1000	11.5/1000

年金機構のオンライン事業所年金情報サービスがスタートしています

事業主が、毎月の社会保険料額や各種決定通知書を電子データで受け取れる「オンライン事業所年金情報サービス」が令和5年1月より開始されました。

このサービスを利用すると、例えば、毎月の社会保険料見込額が納入告知書の到着前に確認できるようになるなど、これまでよりも早く社会保険料に関する各種情報や決定通知書を受け取ることができます。一度申し込みを行えば、定期的にオンラインで送られてくるため、隨時、電話等で依頼する必要がなくなります。

また、電子データで受け取れるため、各事業所内のシステムで取り込み、自社で保有するデータとの突合など業務の効率化を図ることができます。

電子データで受け取れる各種情報等は以下のとおりです。記載項目については、これまで紙やCDで送付された情報と変更ありません（社会保険料額情報除く）。

これらの電子データは、デジタル庁が運営する「e-Gov電子申請サービス」のマイページで受け取ることができます。利用にあたっては、まず「GビズID」*のアカウントを取得します。そのアカウントで

e-Govのマイページにログインし、申し込みが完了すれば利用開始となります。

* デジタル庁が運営する無料の認証システムで、1つのアカウント（ID・パスワード）で複数の行政手続きが可能となります。取得には2週間ほどかかります。

■電子データで提供される各種情報・決定通知書

- ・社会保険料額情報
月末に納付いただく社会保険料の見込額
- ・保険料増減内訳書
前月と当月の社会保険料額に増減が生じた場合、増減の要因となった被保険者や標準報酬月額等
- ・基本保険料算出内訳書
算定基礎届を反映し9月分の保険料の基礎となる標準報酬月額ごとの被保険者数等
- ・賞与保険料算出内訳書
- ・被保険者データ
事業所、被保険者の整理番号など届書作成に必要な事業所と被保険者の情報
- ・決定通知書等
標準報酬決定通知書など、日本年金機構で処理を行った結果を通知する各種決定通知書

社会保険(適用)関係手続きの届書様式が変更されました

令和4年10月より、一部の社会保険手続きの届書様式が法改正や処理方式の見直しにより変更されました（右表参照）。それに伴い、電子申請における届書様式も更新されています。

また、電子申請については、日本年金機構が受領したことを通知するため、申請受付後にデータの写しを返却しています。対象となるのは、被保険者資格取得届、被保険者賞与支払届で、e-Govや届書プログラム、マイナポータルなど申請方法により確認のしかたが異なります。なお、返却されるデータの個人番号にはマスキング処理が施されています。

■対象届書

- ・育児休業等取得申出書／終了届
- ・産前産後休業取得申出書／変更届
- ・適用事業所名称／所在地変更届
- ・新規適用届
- ・任意適用申請書
- ・保険料口座振替納付（変更）申出書
- ・事業所関係変更届
- ・適用事業所全喪届
- ・任意適用取消申請書

短時間労働者に対する被用者保険の適用が拡大されます

健康保険・厚生年金の対象者拡大を目的に、短時間労働者（週の所定労働時間および月の勤務日数が通常の従業員の4分の3未満）への適用拡大が進められています。

令和4年10月から、企業規模要件が「500人超」

から「100人超」に緩和されました。あわせて「勤務期間1年以上」という要件も撤廃され、一般の被保険者と同様の取り扱いとなっています。

令和6年10月からは、さらに企業規模が「100人超」から「50人超」に対象が拡大されます。

2

定時決定と算定基礎届

全員の標準報酬を 決めなおすとき

毎年7月に、「算定基礎届」に各被保険者の4月・5月・6月の報酬を記入し、保険者等に提出します。

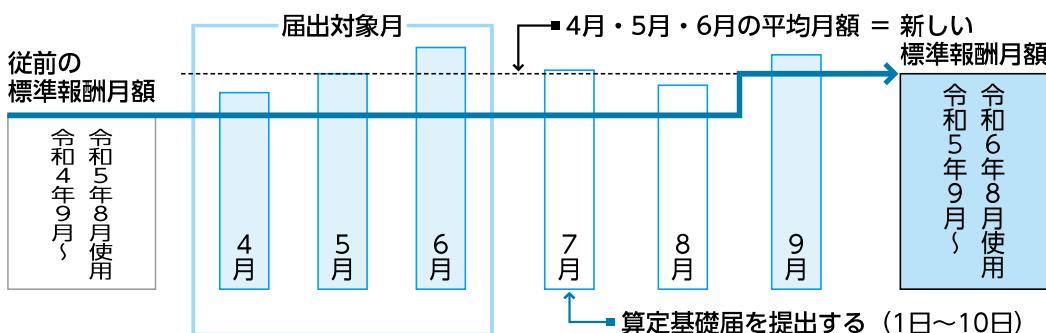


4月・5月・6月の報酬(平均月額)で決定

7月1日から10日（または指定日）に算定基礎届を提出

被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が出ないように、毎年1回、標準報酬月額が決めなおされます。これを定時決定といいます。

定時決定にあたり、事業主は、全被保険者について、4月・5月・6月に支払った報酬を「被保険者報酬月額算定基礎届」に記入し、7月1日～10日（または指定された提出日）に提出します。



7月1日現在の全被保険者が届出の対象

届出の対象となるのは、7月1日現在の全被保険者および70歳以上被用者です。対象となる人については、配付されてくる用紙に、被保険者氏名・生年月日・従前の標準報酬月額などが印字されています。印字もれの対象者については、予備用紙に記入するなどして届け出ます。

ただし、次の①～④のいずれかに該当する人は算定基礎届の提出は不要です。

① 6月1日以降に被保険者となった人（「資格取得時決定」で翌年の8月までの標準報酬月額が決まっています）

② 6月30日以前に退職した人

③ 4月からの報酬の大幅な変動により7月に随時改定（21頁）の対象となる人

④ 8月または9月に随時改定が予定されている旨の申出を行った人

※ 上記③、④の人については、算定基礎届の報酬月額欄を記入せず、空欄としたうえで、備考欄の「3.月額変更予定」に○を付して提出してください。

※ 電子媒体申請および電子申請の場合は、上記③、④の人を除いて作成してください。

※ 上記④の人について、随時改定の要件に該当しないことが判明した場合は、速やかに算定基礎届を提出してください。

報酬月額の計算方法

4月～6月のうち対象月の報酬の平均月額を算出

報酬月額は、4月・5月・6月の3カ月間に支払われた報酬について、基本的には次のように計算します。

①給与計算の基礎日数が17日未満の月は計算の対象から除く。

②月々支給されるもので、現物は都道府県ごとの価額などにより通貨に換算し、各月の報酬月額を計算する。なお、4月～6月に年3回以下の賞与があれば計算から除く。

③対象月（給与計算の基礎日数が17日以上）の報酬総額を対象月数で割る。

※各月の報酬月額は「その月に実際に支払われた報酬」、給与計算の基礎日数は「その報酬の支払いの対象となった日数」をいいます。たとえば、月給制で3月16日～4月15日分を4月25日に支払う場合、4月の報酬月額は「4月25日支払額」、給与計算の基礎日数は3月16日～4月15日の「31日」となります。
※現物給与（食事・住宅等）については、給与の締め日は考慮せず1カ月分の報酬として計算します。上記の例では、4月1日～30日の1カ月分として「4月25日支払額」と合算します。

給与計算の対象となる日数が支払基礎日数

給与計算の基礎日数とは、その報酬（給与）の支払いの対象となった日数をいいます（以下、支払基礎日数といいます）。

時給制・日給制の場合は、実際の出勤日数（有給休暇を含みます）が支払基礎日数となります。月給制や週給制の場合は、給与計算の基礎が暦日で、日曜日なども含むのが普通ですので、出勤日数に関係なく暦日数によります（ただし、欠勤日数分だけ給料が差し引かれる場合は、就業規則、給与規程等に基づき事業所が定めた日数から欠勤日数を控除した日数となります）。

17日未満の月は
対象から除外

支払基礎日数が17日未満の月は、報酬が通常の月とかけはなれる場合があることから、計算の対象から除きます。たとえば、5月の支払基礎日数が17日未満だった場合は、右図のように4月と6月の2カ月分で計算することになります。なお、特定適用事業所等に勤務する短時間労働者（38頁）は、支払基礎日数が11日未満の月は計算の対象から除外します。

※ 隨時改定（21頁）、産前産後休業終了時改定・育児休業等終了時改定（32頁）の支払基礎日数についても同様です。



短時間労働者の雇用条件が変更となった場合の届出

特定適用事業所等に勤務する短時間労働者（38頁）の雇用条件が変更となり、勤務時間および勤務日数が常時雇用者の4分の3以上となった場合は、雇用条件が変更となった日から5日以内に「被保険者区分変更届」を提出します。正社員が短時間労働者へ契約変更し、勤務時間および勤務日数が常時雇用者の4分の3未満となった場合も同様です。

決定通知書がきたとき

算定基礎届により各被保険者の新しい標準報酬月額が決められると、「標準報酬月額決定通知書」が送られてきますので、給料明細書などで各人の新標準報酬月額を通知するようになります。

この新しい標準報酬月額に基づき、9月分（9月1日）から保険料や手当金が計算されます。

算定基礎届の記載例

例① 一般的な例 → 4月・5月・6月の報酬で平均月額を計算（3カ月とも支払基礎日数が17日以上）

基本給や諸手当の名目・額はさまざまですが、一般的な例です。このほかに報酬とされる手当があれば計算上します。※給料は月給制、毎月20日締め、当月25日支払いとして作成。

支払基礎日数	基本給	家族手当	住宅手当	通勤手当	残業手当	合計
4月 31日	360,000円	12,600円	8,000円	11,600円	28,500円	420,700円
5月 30日	360,000円	12,600円	8,000円	11,600円	30,500円	422,700円
6月 31日	360,000円	12,600円	8,000円	11,600円	17,300円	409,500円



給与や賃金の計算の対象となつた日数を記入します。

通勤手当は所得税の非課税限度額とは関係なく全額算入します。また、数カ月分の定期券が支給されたときは平均月額を記入します。

① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月	⑦ 個人番号【基礎年金番号】 ※70歳以上被用者の場合のみ	
⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 遷及支払額	⑯ 備考	
⑨ 給与 支給月	⑩ 給与計算の 基礎日数	報酬月額		⑪ 通貨によるもの額		⑫ 現物によるもの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)
		⑪ 通貨によるもの額		⑫ 現物によるもの額		⑬ 合計(⑪+⑫)	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額
		⑪ 通貨によるもの額		⑫ 現物によるもの額		⑬ 合計(⑪+⑫)	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額
① 20	② 渡辺 浩輝	③ 5-540918	④ 5年9月	⑦ 昇(降)給	1. 昇給 月 2. 降給	⑧ 遷及支払額	⑯ 総計	⑯ 修正平均額
⑤ 健 410 千円	⑥ 厚 410 千円	⑦ 04 年 09 月	⑧ 月	⑨ 支給月 4月	⑩ 日数 31 日	⑪ 通貨 420,700 円	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫) 420,700 円
5月 30 日	422,700 円	422,700 円	422,700 円	6月 31 日	409,500 円	409,500 円	409,500 円	409,500 円
⑯ 総計 1,252,900 円		⑯ 平均額 417,633 円		⑯ 修正平均額 417,633 円		⑯ 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()		

♦報酬月額 … 1,252,900円 ÷ 3 ≒ 417,633円(1円未満の端数は切り捨て) ➔ ♦標準報酬月額 … 410千円

例② 支払基礎日数17日未満の月があるとき → その月を除いて計算

支払基礎日数が17日未満の月については、通常月の報酬とかけはなれる場合があるため、報酬月額の計算の対象から除くことになっています。※給料は月給制、毎月20日締め、当月25日支払いとして作成。

支払基礎日数	基本給	諸手当	合計
4月 31日	213,800円	16,300円	230,100円
5月 15日	106,900円	10,200円	(対象外)
6月 31日	213,800円	16,300円	230,100円
総 計			460,200円



欠勤日数分だけ給料が差し引かれるという場合は、就業規則、給与規程等に基づき事業所が定めた日数から欠勤日数を引いたものが支払基礎日数となり、17日未満であれば、その月を平均額計算から除外します。

① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月	⑦ 個人番号【基礎年金番号】 ※70歳以上被用者の場合のみ	
⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 遷及支払額	⑯ 備考	
⑨ 給与 支給月	⑩ 給与計算の 基礎日数	報酬月額		⑪ 通貨によるもの額		⑫ 現物によるもの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)
		⑪ 通貨によるもの額		⑫ 現物によるもの額		⑬ 合計(⑪+⑫)	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額
		⑪ 通貨によるもの額		⑫ 現物によるもの額		⑬ 合計(⑪+⑫)	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額
① 32	② 石渡 三代子	③ 7-090512	④ 5年9月	⑦ 昇(降)給	1. 昇給 月 2. 降給	⑧ 遷及支払額	⑯ 総計	⑯ 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()
⑤ 健 220 千円	⑥ 厚 220 千円	⑦ 04 年 09 月	⑧ 月	⑨ 支給月 4月	⑩ 日数 31 日	⑪ 通貨 230,100 円	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫) 230,100 円
5月 15 日	117,100 円	117,100 円	117,100 円	6月 31 日	230,100 円	230,100 円	230,100 円	230,100 円
⑯ 総計 460,200 円		⑯ 平均額 230,100 円		⑯ 修正平均額 230,100 円		⑯ 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()		

♦報酬月額 … 460,200円(4月分+6月分) ÷ 2 = 230,100円 ➔ ♦標準報酬月額 … 240千円

例③ 現物支給があるとき → 都道府県ごとの価額で算入して計算

労働の対償として現物で支給するものがある場合は、通貨に換算します。食事・住宅は都道府県ごとに価額が定められています。※給料は月給制、毎月20日締め、当月25日支払いとして作成。

支払基礎日数	基本給	諸手当	給食(昼)	合 計
4月	31日	238,000円	13,200円	7,200円
5月	30日	238,000円	17,400円	7,200円
6月	31日	238,000円	18,300円	7,200円
総 計				784,500円

全額が会社負担の昼の給食が支給された場合で、価額が1ヶ月あたり7,200円のときの例です。

① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月	⑦ 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ	
⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 適及支払額	⑪ 備考	
⑨ 給与 支給月	⑩ 給与計算の 基礎日数	⑩ 報酬月額		⑪ 通貨によるものの額		⑫ 現物によるものの額	⑯ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ) ⑮ 平均額 ⑯ 修正平均額	
		⑪ 通貨によるものの額		⑫ 現物によるものの額		⑬ 合計(⑪+⑫)		
		⑭ 通貨	⑮ 現物	⑯ 通貨	⑰ 現物	⑱ 合計(⑯+⑰)		
③ 151	② 柳本 一美	③ 7-061018	④ 5年9月	⑪ 1. 昇給	⑫ 2. 降給	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月)	⑮ 1. 70歳以上被用者算定 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 (給食(昼))
⑤ 健 240 千円	⑥ 04年09月	⑦ 昇(降)給	1. 昇給 2. 降給	⑧ 適及支払額	⑨ 月	⑩ 円	⑪ 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月)	⑫ 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 (給食(昼))
⑨ 支給月 4月	⑩ 日数 31日	⑪ 通貨 251,200円	⑫ 現物 7,200円	⑬ 合計(⑯+⑰)	⑭ 合計 258,400円	⑮ 总計 784,500円	⑯ 平均額 261,500円	⑰ 修正平均額 263,500円
5月	30日	255,400円	7,200円	262,600円	263,500円	784,500円	261,500円	263,500円
6月	31日	256,300円	7,200円	263,500円	263,500円	784,500円	263,500円	263,500円

♦報酬月額 … 784,500円 ÷ 3 = 261,500円 → ♦標準報酬月額 … 260千円

(1)本人負担(費用徴収)がある場合の取り扱い

現物支給に本人負担がある場合は、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」から本人負担分を差し引いた額を「現物によるものの額」に算入します。

例：月20日間の昼食（現物給与の価額は1食250円）

／本人負担が1食60円

現物によるものの額=現物給与の価額250円×20日

－本人負担60円×20日=3,800円

このときは、備考欄に「昼食（本人負担1,200円）」

などと記載します。なお、食事については、本人負担が現物給与の価額の3分の2以上の場合には、現物による食事の供与はないものとして取り扱われます。

(2)通勤定期券等の取り扱い

事業所が通勤定期券や回数券を支給する場合は、1ヶ月あたりの額を「現物によるものの額」に算入します。

例：21,000円の6ヶ月定期券を支給

現物によるものの額=21,000円÷6=3,500円

一時帰休による休業手当などの扱い

4月～6月に一時帰休（レイオフ）による休業手当等が支給された場合には、次のように取り扱います。

(1)7月1日時点で一時帰休の状況が解消している場合は、4月～6月のうち、休業手当等を含まない月を対象に報酬月額を算定します（右図の1）。なお、4月～6月のいずれにも休業手当等が支払われている場合は、一時帰休による低額な休業手当等に基づいて決定・改定される前の標準報酬月額で決定します（右図の2）。

(2)7月1日時点で一時帰休の状況が解消していない場合（7月～9月の随時改定に該当しない場合）は、一時帰休による休業手当等が支払われた月のみで算定するのではなく、通常の給与を受けた月も対象として、報酬月額を算定します（右図の4・6）。

【4月～6月に一時帰休による休業手当等が支給された場合の定時決定等の例】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	定時決定の 算定対象月	随時改定月
1	●	○	○	☆	○	○	5・6月	
2	●	●	●	☆	○	○	従前等級で決定	
3	●	●	●	★	○	○		7月改定
4	○	●	●	★	○	○	4・5・6月	
5	○	●	●	★	●	○		8月改定
6	○	○	●	★	●	○	4・5・6月	
7	○	○	●	★	●	●		9月改定

○：通常の報酬が支給された月 ☆：一時帰休解消

●：一時帰休による休業手当等が支給された月

★：一時帰休未解消

例④ 賞与などが年4回以上支給されたとき → 賞与を通常の報酬に含めて算定

前年の7月から当年6月までに4回以上の賞与が支払われた場合は、賞与の合計額を12で割った額を各月の報酬に加えて報酬月額を算出します。

支払基礎日数	基本給	諸手当	賞与	合計
4月	31日	310,000円	25,000円	75,000円
5月	30日	310,000円	33,000円	75,000円
6月	31日	310,000円	29,000円	75,000円
総計				1,242,000円

賞与が年4回（9月160,000円・12月390,000円・3月120,000円・6月230,000円合計900,000円）支給されたときは、1カ月あたりの賞与の額（900,000円÷12=75,000円）を加えた合計を記入します。

① 被保険者整理番号	② 被保険者氏名	③ 生年月日	④ 適用年月	⑦ 個人番号【基礎年金番号】 ※70歳以上被用者の場合のみ	
⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月	⑦ 昇(降)給	⑧ 過及支払額	
⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	報酬月額		⑭ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)	⑯ 備考
		⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	
4月	31	113	名取睦夫	5-611115	5年9月
健	380	380	04年09月	1. 昇給 2. 降給	1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 (賞与期末手当 9月-12月-3月-6月 75,000円)
支給月	日数	通貨	現物	合計(⑪+⑫)	総計
4月	31	410,000		410,000	1,242,000
5月	30	418,000		418,000	414,000
6月	31	414,000		414,000	

♦報酬月額 … 1,242,000円÷3=414,000円 → ♦標準報酬月額 … 410千円

給与支払対象期間の途中から入社したとき

給与の支払対象となる期間の途中から資格取得したこ

とにより1カ月分の給与が支給されない場合は、1カ月分の給与が支給されない月を除いた月を対象とします（17頁の修正平均の❸参照）。

支払基礎日数	基本給	合計
4月		
5月	20日	160,000円
6月	30日	240,000円
総計		400,000円

毎月20日締め・翌月10日支払いの会社に4月1日に入社した例で、日割り計算で20日分の給与が5月に支給された場合でも、本来1カ月分として受ける額ではないことから算定の対象月から除き、6月のみの報酬が対象となります。

① 被保険者整理番号	② 被保険者氏名	③ 生年月日	④ 適用年月	⑦ 個人番号【基礎年金番号】 ※70歳以上被用者の場合のみ	
⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月	⑦ 昇(降)給	⑧ 過及支払額	
⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	報酬月額		⑭ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)	⑯ 備考
		⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	
4月	231	223	宮坂陽治	7-091021	5年9月
健	240	240	05年04月	1. 昇給 2. 降給	1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 3. 途中入社 4. 病休・育休・休職等 5. 短時間労働者(特定適用事業所等) 6. パート 7. 年間平均 9. その他 (5年4月1日取得)
支給月	日数	通貨	現物	合計(⑪+⑫)	総計
4月	20	160,000		160,000	200,000
5月	30	240,000		240,000	240,000

♦単純平均 … 400,000円÷2=200,000円 → ♦標準報酬月額 … 200千円

♦修正平均 … 240,000円(6月分) → ♦標準報酬月額 … 240千円

この場合、単純平均で計算すると標準報酬月額が200千円となります。修正平均を採用し、240千円になります。このとき、「支払基礎日数」欄には給与支払い対象日数を、「備考」欄には、〈4. 途中入社〉を○で囲み、〈9. その他〉に資格取得年月日を記入します。

短時間就労者は支払基礎日数により異なる算定方法

短時間就労者に係る定時決定時の標準報酬月額の算定については、支払基礎日数によって下表の(1)～(3)のいずれかにより行われます（短時間就労者とは、パートタイマー、アルバイト、契約社員、準社員、嘱託社員等の名称を問わず、正規社員より短時間の労働条件で勤務する人をいいます）。

4・5・6月の3カ月のうち支払基礎日数が				標準報酬月額の決定方法
(1)17日以上の月が1カ月以上ある場合				該当月の報酬総額の平均により算定された額により標準報酬月額を決定する。
(2)いずれも17日未満の場合 (そのうち15日、16日の月が1カ月以上ある場合)				その3カ月のうち支払基礎日数が15日、16日の月の報酬総額の平均により算定された額により標準報酬月額を決定する。
(3)いずれも15日未満の場合				従前の標準報酬月額をもって当該年度の標準報酬月額とする。

なお、短時間就労者に係る随時改定時における標準報酬月額の算定については、(1)～(3)のいずれかによらず、継続した3カ月のいずれの月においても報酬の支払基礎日数が17日以上必要となります。

①	②	③	④	⑦
⑤	⑥	⑦	⑧	※70歳以上被用者の場合のみ
⑩ 従前の標準報酬月額	⑪ 従前改定月	⑫ 異(降)給	⑬ 過及支払額	
⑭ 結計(一定の基礎日数以上の月のみ)	⑮ 平均額	⑯ 備考		
⑰ 給与計算の基礎日数	⑱ 通貨によるものの額	⑲ 現物によるものの額	⑳ 合計(⑪+⑫)	⑳ 修正平均額
1	66 新田 詩子	5-530905	5年9月	
5. 健 098 千円	厚 098 千円	04年09月	1. 異給 月 2. 降給	1. 70歳以上被用者算定 (算定期間: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()
支給月 ⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑳ 修正平均額
4月 17日	106,700円		106,700円	106,700円
5月 17日	106,700円		106,700円	106,700円
6月 17日	106,700円		106,700円	106,700円
2	74 竹内 重郎	5-500719	5年9月	
5. 健 110 千円	厚 110 千円	04年09月	1. 異給 月 2. 降給	1. 70歳以上被用者算定 (算定期間: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()
支給月 ⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑳ 修正平均額
4月 15日	94,100円		94,100円	94,100円
5月 15日	94,100円		94,100円	94,100円
6月 17日	106,700円		106,700円	106,700円
3	144 小口 てる代	7-051021	5年9月	
5. 健 088 千円	厚 088 千円	04年09月	1. 異給 月 2. 降給	1. 70歳以上被用者算定 (算定期間: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()
支給月 ⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑳ 修正平均額
4月 16日	92,000円		92,000円	92,000円
5月 15日	86,000円		86,000円	86,000円
6月 16日	92,000円		92,000円	92,000円
4	201 矢沢 智弘	5-600221	5年9月	
5. 健 098 千円	厚 098 千円	04年09月	1. 異給 月 2. 降給	1. 70歳以上被用者算定 (算定期間: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()
支給月 ⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑳ 修正平均額
4月 16日	92,000円		92,000円	92,000円
5月 16日	92,000円		92,000円	92,000円
6月 13日	74,000円		74,000円	74,000円
5	229 安田 恒子	7-101227	5年9月	
5. 健 078 千円	厚 088 千円	04年09月	1. 異給 月 2. 降給	1. 70歳以上被用者算定 (算定期間: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()
支給月 ⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑳ 修正平均額
4月 12日	73,800円		73,800円	73,800円
5月 13日	80,000円		80,000円	80,000円
6月 12日	73,800円		73,800円	73,800円

1 支払基礎日数が3カ月とも17日以上：3カ月の報酬月額の平均額を基に算定します。

2 1カ月でも17日以上：17日以上の月の報酬月額の平均額を基に算定します。6月が17日以上なので6月の報酬月額で算定します。

3 3カ月とも15日、16日：3カ月の報酬月額の平均額を基に算定します。

4 1カ月または2カ月は15日、16日の場合（2の場合を除く）：15日、16日の月の報酬月額の平均額を基に算定します。
4月と5月が16日なので、この2カ月の報酬月額の平均で算定します。

5 3カ月とも15日未満：従前の標準報酬月額で算定します。